

中国におけるユニラテラル事前確認制度の簡易手続きの適用状況

Issue 19, April 2023

In brief

中国国家税务总局が2022年11月21日に公布した「中国事前確認制度年度報告(2021)」に含まれている事前確認制度(Advance Pricing Arrangement、以下、APA)の締結件数、意向書提出件数および申請件数に関する統計データから、2021年9月1日から適用開始されているユニラテラル APA の簡易手続きの適用申請件数がそれほど多くないことが見受けられます。

当該ユニラテラル APA の簡易手続きは一般手続きと比べて、手続きの簡便化と迅速な処理が図られており、ユニラテラル APA の締結を予定している中国企業にとって、ユニラテラル APA の申請効率の向上や申請コストの削減が適用開始当初から期待されています。

本ニュースレターでは、ユニラテラル APA の簡易手続きの概要および適用状況について解説します。

In detail

1. ユニラテラル APA の簡易手続きの概要

(1) 簡易手続きの適用条件	<ul style="list-style-type: none"> 所轄税務機関が申請を受理した旨の「税務事項通知書」を企業に送達した日が属する納税年度から直近3納税年度の各年度における関連者間取引の金額が4,000万元以上であり、かつ以下の条件のいずれかを充足する場合、簡易手続きの適用を申請することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 所轄税務機関に対し、「関連者間取引申告と同時文書管理関係事項の整備に関する公告」(国家税务总局公告2016年42号)の規定を充足した過去3納税年度の移転価格同時文書を既に提出していること ② 申請提出日が属する納税年度から直近10納税年度内にAPAの適用実績があり、かつ適用の結果がAPAの締結内容を充足していること ③ 申請提出日が属する納税年度から直近10納税年度内に税務機関から特別納税調査調整を受けたことがあり、かつその事案が結了していること
(2) 簡易手続きの申請を受理しない状況	<ul style="list-style-type: none"> 以下の状況のいずれかに該当する場合、所轄税務機関は企業から提出された申請を受理しないとされています。 <ul style="list-style-type: none"> ① 税務機関が企業に対し特別納税調整の立案調査またはその他の税務関連調査を実施し、かつそれが未だに結了していない場合 ② 関係規定に従った年度関連業務取引報告書へ記入しておらず、かつ適時に修正していない場合 ③ 関係規定に従った移転価格同時文書を作成、保存および提供していない場合 ④ 「ユニラテラル事前確認制度の簡易手続き適用関係事項に関する公告」(国家税务总局公告2021年24号、以下、24号公告)の要求に従った関連資料を提

	<p>供していない、もしくは提供した資料が税務機関の要求を充足せず、かつ適時に修正または訂正していない場合</p> <p>⑤ 税務機関による機能とリスクの実地インタビューの実施を協力しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、同時に2カ所以上の省、自治区、直轄市および計画単列市の税務機関を跨ぐユニラテラル APA は、暫定的に簡易手続きを適用しません。 						
(3) 簡易手続きのステップ	<ul style="list-style-type: none"> ユニラテラル APA の一般手続きは、予備会談、締結意向書の提出、分析・評価、正式申請、協議・締結および実施・監督という6つのステップから構成される一方、簡易手続きは以下の3つのステップから構成されます。 <table border="1"> <tr> <td>① 申請・評価</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 企業は、所轄税務機関に対し「ユニラテラル APA の簡易手続き適用申請書」および申請報告を提出します。 所轄税務機関は、企業からの申請を受領した日から90日以内に分析評価を行い、機能とリスクの実地インタビューを実施し、企業に「税務事項通知書」を送達し、受理するか否かを告知します。 </td> </tr> <tr> <td>② 協議・締結</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所轄税務機関は、企業からの申請を受理した旨の「税務事項通知書」を企業に送達した日から6カ月以内に企業とその関連者間取引が独立企業原則に合致しているかの協議を完了します。 協議し合意した場合には、ユニラテラル APA を締結しますが、合意に至らなかった場合には、簡易手続きが終了となります。 </td> </tr> <tr> <td>③ 実施・監督</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所轄税務機関は、「事前確認制度管理関係事項の整備に関する公告」(国家税務総局公告2016年64号)の要求に基づきユニラテラル APA の実施を監督します。 ユニラテラル APA は、所轄税務機関が企業からの申請を受理した「税務事項通知書」を企業に送達した日が属する納税年度から3~5年間における関連者間取引に適用されます。 </td> </tr> </table>	① 申請・評価	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、所轄税務機関に対し「ユニラテラル APA の簡易手続き適用申請書」および申請報告を提出します。 所轄税務機関は、企業からの申請を受領した日から90日以内に分析評価を行い、機能とリスクの実地インタビューを実施し、企業に「税務事項通知書」を送達し、受理するか否かを告知します。 	② 協議・締結	<ul style="list-style-type: none"> 所轄税務機関は、企業からの申請を受理した旨の「税務事項通知書」を企業に送達した日から6カ月以内に企業とその関連者間取引が独立企業原則に合致しているかの協議を完了します。 協議し合意した場合には、ユニラテラル APA を締結しますが、合意に至らなかった場合には、簡易手続きが終了となります。 	③ 実施・監督	<ul style="list-style-type: none"> 所轄税務機関は、「事前確認制度管理関係事項の整備に関する公告」(国家税務総局公告2016年64号)の要求に基づきユニラテラル APA の実施を監督します。 ユニラテラル APA は、所轄税務機関が企業からの申請を受理した「税務事項通知書」を企業に送達した日が属する納税年度から3~5年間における関連者間取引に適用されます。
① 申請・評価	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、所轄税務機関に対し「ユニラテラル APA の簡易手続き適用申請書」および申請報告を提出します。 所轄税務機関は、企業からの申請を受領した日から90日以内に分析評価を行い、機能とリスクの実地インタビューを実施し、企業に「税務事項通知書」を送達し、受理するか否かを告知します。 						
② 協議・締結	<ul style="list-style-type: none"> 所轄税務機関は、企業からの申請を受理した旨の「税務事項通知書」を企業に送達した日から6カ月以内に企業とその関連者間取引が独立企業原則に合致しているかの協議を完了します。 協議し合意した場合には、ユニラテラル APA を締結しますが、合意に至らなかった場合には、簡易手続きが終了となります。 						
③ 実施・監督	<ul style="list-style-type: none"> 所轄税務機関は、「事前確認制度管理関係事項の整備に関する公告」(国家税務総局公告2016年64号)の要求に基づきユニラテラル APA の実施を監督します。 ユニラテラル APA は、所轄税務機関が企業からの申請を受理した「税務事項通知書」を企業に送達した日が属する納税年度から3~5年間における関連者間取引に適用されます。 						

出所:「ユニラテラル事前確認制度の簡易手続き適用関係事項に関する公告」(国家税務総局公告2021年24号)

2. 「中国事前確認制度年度報告」から見るユニラテラル APA の簡易手続きの適用状況

中国国家税務総局が2022年11月21日に「中国事前確認制度年度報告(2021)」(以下、APA 年度報告)を公布しました。当該 APA 年度報告に含まれている APA の締結件数、意向書提出件数および申請件数を見る限りでは、バイラテラル APA よりもユニラテラル APA の締結件数が今まで多かったものの、24号公告の適用開始後の短期間(2021年9月~12月)とはいえ、ユニラテラル APA の簡易手続きの適用申請件数が伸びているように見受けられません。

(1) APA の締結件数(2005~2021)

年度	ユニラテラル APA	バイラテラル APA	マルチラテラル APA	合計
2019	12	9	0	21
2020	15	14	0	29
2021	9	11	0	20
2005-2021 合計	125	101	0	226

出所:「中国事前確認制度年度報告(2021)」

(2) APA の意向書提出件数と申請件数(2005~2021)

ステップ	ユニラテラル APA	バイラテラル APA	合計
意向書提出	0	37	37
申請	14	100	114

出所:「中国事前確認制度年度報告(2021)」

The takeaway

ユニラテラル APA は、そもそも過年度における移転価格リスクを税務機関から調査などで指摘された企業に適した対応策の一つですが、2020 年以降の中国ゼロコロナ政策により税務調査件数が少なかつこともあり、これまでの適用申請件数は多くありません。

現在、中国における移転価格に係る税務調査が増加しており、更正処分を受ける企業などが将来年度の移転価格リスクを軽減するために、ユニラテラル APA を申請するケースが増えるかもしれません。しかしながら、ユニラテラル APA は日本側のリスクへの対策とはならないため、日中双方のリスクの軽減が期待できるバイラテラル APA の方が望ましいといえます。一方、バイラテラル APA は締結に多くの時間とコストがかかるというデメリットがあります。将来の移転価格リスクをどのように軽減するかは、これら APA の特徴を比較しながら検討する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

シニア マネージャー
丁 琦忠

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 力国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.